

外貨保証金取引約款新旧対照表

(下線は変更部分)

変 更 後 約 款	現 行 約 款
<p>(前文)</p> <p>(定義)</p> <p>(4)「維持保証金」とは、お客様が現在の取引を維持、継続するために当社に預託する必要のある担保としての<u>最低額の金銭</u>をいいます。</p> <p>第 6 条(取引保証金)</p> <p><u>4. 当社は、取引保証金残高が当社の定める方式で計算した必要額を下回っている場合には、お客様に通知することにより追加的な保証金(追加保証金)の預託を請求することができます。</u></p> <p><u>5. 前項により、お客様が追加保証金の請求を受けた場合、お客様は原則として請求日当日の午後3時までに当該保証金を入金するものとします。</u></p> <p><u>当社による追加保証金の請求後に、為替相場の変動等により保証金の不足が解消した場合でも、第4項の請求が行われた後は、請求された追加保証金の額を入金することとします。</u></p> <p><u>また、当社が追加保証金の請求を行わなかった場合でも、当該保証</u></p>	<p>(前文)</p> <p>(定義)</p> <p>(4)「維持保証金」とは、お客様が現在の取引を維持、継続するために当社に預託する必要のある担保としての<u>金銭</u>をいいます。</p> <p>第 6 条(取引保証金)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

金の請求権を放棄したものとみなされることはなく、かつ当社が請求を行わなかったことについてお客様に責任を負わないこととします。

6. 当社はお客様に通知することなく、基準保証金および維持保証金の額を変更することが出来ることとします。また、基準保証金額および維持保証金額を変更したときは、お客様のポジションに係る取引保証金に対しても変更後の金額を適用出来ることとします。

7.~9. (番号繰り下げ)

第 10 条(ロスカット制度)

当社は、以下の各号の事由が生じた場合、第6条の規定にかかわらず、事前に通知することなく、お客様の計算においてお客様のポジションの全部または一部を差金決済することができるものとします(双方の事由が生じた場合は、第 1 号の決済を優先します)。

(1)預り金の総額にポジションの計算上の評価損益、既決済ポジションに係る未記帳損益等を加減した額が「維持保証金」の金額を下回った場合(即時ロスカット)。

(2)当社が第6条第4項の規定により、追加保証金の請求を行ったにもかかわらず、所定の期日までに追加保証金が入金されなかった場合(日次ロスカット)。

4. 当社はお客様に通知することなく、基準保証金の額を変更することが出来ることとします。また、基準保証金額を変更したときは、お客様のポジションに係る取引保証金に対しても変更後の金額を適用出来ることとします。

5.~7.

第 10 条(ロスカット制度)

お客様は、預り金の総額にポジションの計算上の評価損益、既決済ポジションに係る未記帳損益等を加減した額が「維持保証金」の金額を下回った場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において当該ポジションを差金決済することを予め承じます。

(新設)

(新設)

第 11 条(リスクと自己責任)

(3)取引はお客様と当社との間の相対取引であり、お客様の当社に対する債権は当社に対する一般の債権者の債権と同順位に扱われ、お客様は当社の信用リスクを負うこと。

ただし、お客様からの預り金に見合う金銭は金融商品取引法に基づき区分管理されている信託金であり、保全されること。

第 30 条(解約)

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らかの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することが出来ることとし、お客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済した上で、本約款第 21 条および第 22 条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

(削除し、第3項に移設)

(2)お客様が不正行為、またはそれに類似する疑わしい行為を行った場合

(3)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の反社会的勢力であると判明した場合、又は合理的にこれが疑われる場合

(4)お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いた場合、もしくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害した場合、その他これらに類

第 11 条(リスクと自己責任)

(3)取引はお客様と当社との間の相対取引であり、お客様の当社に対する債権は当社に対する一般の債権者の債権と同順位に扱われ、お客様は当社の信用リスクを負うこと

第 30 条(解約)

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らかの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することが出来ることとし、お客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済した上で、本約款第 21 条および第 22 条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

(2)お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断した場合

(3)お客様が不正行為、またはそれに類似する疑わしい行為を行った場合

(4)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の反社会的勢力であると判明し、又はお客様が疑わしいと判断して当社が本約款の解約を申し出た場合

(5)お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いた場合、もしくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害した場合、その他これらに類

する違法な行為を行った場合

(削除し第 3 項に移設)

(削除、修正し第 3 項に移設)

3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当社はお客様に解約の通知をすることにより、本約款に基づく契約を解除することが出来ることとし、お客様にポジションがある場合は、当該通知が到着した後、速やかに、もしくは当該通知に記載した期日にお客様の計算において差金決済した上で、本約款第 21 条および第 22 条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

(1) お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断した場合。

具体的には、以下の場合を指しますが、これらに限られないものとします。

①お客様の口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていたことが明らかに成った場合。

②取引以外と思われる理由で少額多数の入出金操作が行われた場合。

③短時間に頻繁に行われる取引であって他のお客様または当社のカバー取引等に著しい悪影響を及ぼす場合。

④流動性の低い状況における多額の取引であって他のお客様または当社のカバー取引等に著しい悪影響を及ぼす場合。

する止むを得ない事情により当社がお客様に解約を申し出た場合

(6)お客様が第 31 条に定める本約款の変更に同意しない場合

(7)当社が本取引または本システムの運用を廃止した場合

(新設。一部は現行の第 30 条第 2 項第 2、6、7 号を移設)

(2)お客様が第 31 条に定める本約款の変更に同意しない場合

(3)当社が本取引または本システムの運用を停止または廃止した場合

上田ハーロー株式会社

登録番号:関東財務局長(金商)第 249 号

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-1

神田須田町スクエアビル 5F

TEL:03-5207-8639 FAX:03-5207-8651

フリーダイヤル:0120-860-396

<http://www.uedaharlowfx.jp>

E-Mail: info@uedaharlowfx.jp

(平成 22 年 7 月 24 日)